

議 長 日程第11「報告第5号令和4年度松田町一般会計継続費精算報告書の報告について」を議題とします。

本件も報告事件でありますので、担当課長の報告を求めます。

参事兼政策推進課長 それでは、報告第5号令和4年度松田町一般会計継続費（松田町小学校整備事業）に伴う精算報告書について御報告をさせていただきます。

このことにつきましては、地方自治法施行令第145条第2項の規定におきまして、普通地方公共団体の長は継続費に係る継続年度が終了したときは、継続費精算報告書、これは2枚目の別紙になります。を調製をし、地方自治法第233条第5項の書類、いわゆる決算書、認定書類等の提出と併せてこれを議会に報告することとなっております。

それでは1枚おめくりいただき、報告書について御説明をさせていただきます。本年度に終了した継続費でございますが、2本ございます。どちらも松田小学校整備事業に係るものでございまして、契約をする年度が違っていることに伴い、2項に分けて継続費を設定しているものでございます。

まずは1行目の松田小学校整備事業でございます。令和2年度から4年度までの事業年度において実施し、全体計画の年割額の実績の支出額はイコールとなっております。継続費を認定したとおりの事業額で完了をしたところでございます。比較欄の財源につきましては、令和3年度で計画額と変更が出てございます。計画額から実績額を引くことで数字が記載されておりますが、△のマイナスの表記は計画より多く収入され、△がない数値の値…計画につきましては収入がですね、少なく収入されたという表現にこの表でなっているものでございます。

令和3年度は国・県支出金が654万1,000円、そのほかの収入は、ここでは教育整備基金と、ここでは企業版ふるさと納税とのこととして、企業版ふるさと納税が多く収入されたため、計画額より85万9,000円を多く収入されましたので…されました。一方、地方債の額につきましては740万円少なく済んでおります。理由としましては、国庫支出金の額が予定よりも多く収入されたことにより、地方債の額を抑えられたことによるものでございます

次に2行目、事業名、松田小学校整備事業の解体・外構についてでございます。令和3年度から4年度までの事業年度において実施し、令和3年度は計画どおり、令和4年度は2,680万2,000円少ない事業費で完了をしました。比較欄を御覧いただきますと、財源内訳につきましては、最下段の計を見ていただきますと、国・県の支出金が535万4,000円多く収入され、地方債は2,480万円、そのほか、その他が735万6,000円少なく収入されております。ここでのその他につきましては教育整備基金のことでございます。地方債と基金の収入額を抑えられた理由は、事業費…事業費自体が予定よりもですね、少なく済んだことと、国庫支出金が予定よりも多くなったことが主な要因となったものでございます。

以上、精算報告書について説明のほうを終わりにさせていただきます。

議 長 担当課長の報告が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

よろしいですか。質疑なしと認めます。以上で報告を終わります。